



SAFETY HEALTH

# 工事だより



新築工事

スウィートベル  
▶内装工事

浜松市中央区東三方町

鉄筋コンクリート造 3階建 賃貸マンション 2LDK・3LDK



沢山の方の支えがあり、  
無事故で年末を迎える事ができました。  
ありがとうございました。  
本年も安全第一で作業してまいります。  
引き続き宜しくお願ひいたします。

## RC構造見学会を開催しました！



2025年 12/12 金

12月12日に「RC構造見学会」を開催しました。  
見る機会の少ない鉄筋コンクリート造の構造躯体を  
じっくりご覧いただくことができました。  
お嬉しいいただいた皆様、ありがとうございました！

賃貸募集が  
始まっています2026年4月11日  
入居開始予定

物件詳細はHPからどうぞ

追加設備

今後需要が増えると思われる設備ランキング(2025年全国賃貸住宅新聞調査)で上位に  
ランクインした設備の中から、弊社管理物件の追加設備の施工事例をご紹介します。

### 宅配ボックス



●宅配ボックスは、不在時でも荷物を受け取ることができるため、単身世帯・  
ファミリー世帯を問わず人気の高い設備です。

先日、浜松市内の賃貸マンションにおきまして、  
新たに宅配ボックスの設置工事を行いました。  
オーナー様、入居者様からご好評を頂き、  
物件の付加価値向上につながる設備として  
期待されています。



### EV充電器



● EV(電気自動車)充電器は、  
現在、国の補助制度を活用できるため、  
初期コストを抑えて導入可能である点も  
大きなメリットとなっています。

KONOIKE管理物件においても、EV充電器の  
設置工事が順次進んでおり、将来的な入居者  
ニーズへの先行対応として、オーナー様の  
関心も高まっています。



本年も、物件価値の維持・向上に資するご提案と、安全第一の施工に努めてまいります。



日頃より弊社工事にご理解とご協力を頂き、  
誠にありがとうございます。工事に関する  
ご意見・ご要望、この紙面に関する質問など  
担当者へお気軽にお申し付けください。

お問い合わせ

053-454-3723

建設業 静岡県知事許可(特-6)(般-6)第36030号  
宅地建物取引業 静岡県知事免許(8)第10299号

KONOIKE Co.株式会社

# 『個別相談会』

相続 遺言 民事信託

要予約

初回  
60分  
無料

ご予約は、  
お電話又は  
QRコードから



開催時間

9:00~16:00 ※1時間単位予約制

浜松会場

鴻池元城ビル3階  
浜松市中央区元城町216-11

毎月第3  
土曜

2026年

1月予定 2月予定

1/17 · 2/21

掛川会場

JAやよい支所  
掛川市弥生町234

毎月第3  
日曜  
火曜

1/18 · 2/15  
1/20 · 2/17

JA西南郷支所  
掛川市亀の甲1丁目21-15

毎月第3  
月曜

1/19 · 2/16

さくらぎマルシェ  
掛川市富部4-1(JA桜木支所)

毎月第3  
水曜

1/21 · 2/18

JA東山口支所  
掛川市千羽100-1

毎月第3  
木曜

1/15 · 2/19

## よろず相談会

毎月  
月末

2026年 1/30 · 2/23

(金) (月)

10:00~16:00  
※1時間単位予約制

蒲協働センター  
浜松市中央区子安町309-1



主催

一般社団法人  
しづおか民事信託推進協会

(協賛)  
KONOIKE Co.株式会社

ご予約電話番号  
053-454-3723



地元情報  
「浜松パワーフード」  
**浜松料理 宿下吉庵**

浜松パワーフードをご存知でしょうか？宿下吉庵では、浜松一の高層タワーにて「浜松の美味しい」をぎゅっと詰め込んだコース料理を堪能することができます。

モダンで落ち着きのある店内では、こだわりの地元食材を活かした料理を、時間をかけてじっくりと味わえます。



浜松のブランドうなぎ「でしこ」をはじめ、とらふぐや峯野牛、とろ金目鯛など、浜松食材の新たな魅力に驚かされます。また、お酒メニューも充実しており、お気に入りのお酒と共に舌鼓を打つひと時もお薦めです。

### -OPEN-

ディナー:17:00~23:00  
(Lo.22:00) 定休日:日曜  
※ランチは「倉治郎」が営業

### -ACCESS/CONTACT-

浜松市中央区板屋町111-2  
アクトプラザ5F 053-459-2080  
<http://www.jinen-g.jp/yadoshita/>

2025/9/17、18

主催:全国賃貸住宅新聞社

賃貸住宅フェア 参加メモ

弁護士が教える  
入居中でも家賃を上げる方法

1. 家賃は借地借家法に基づき、  
賃料増額請求権を行使することで  
入居中でも改定できる。

2. 現行賃料が不相当な場合、  
収益改善が期待できる一方、  
関係悪化や費用負担などの  
リスクも大きい。

3. 請求の事実と日付を残すため、  
内容証明郵便で通知する  
ことが重要。



守る、活かす、育てる

-地域の暮らしにあたらしい価値を-



**KONOIKE Co.株式会社**

営業部 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11  
浜松店 〒430-0946 浜松市中央区元城町216-11  
静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15  
掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14

TEL(053)454-3723 FAX(053)454-9584  
TEL(053)488-6441 FAX(053)452-5222  
TEL(054)269-5102 FAX(054)269-5103  
TEL(0537)64-3364 FAX(0537)64-3362